

■ 手続きが不要なもの（公簿関係）

対 象	内 容
住民票	自動的に新しい住所に変更されます。
印鑑証明（印鑑登録原票）	
戸籍、戸籍の附票	
125cc 以下の二輪車 （原動機付自転車等）	
土地登記簿・建物登記簿の表 題部の所在欄	表題部のみ法務局にて職権で変更されるため、手続不要です。ただし、所有者等の住所は申請があるまで変わりません。
旅券（パスポート）の住所	最終ページに旧住所の記載がある方は、御自身で二重線を引き訂正してください。 【問合せ先】 神奈川県パスポートセンター電話案内センター 【電話】 045-222-0022

■ 手続きが不要なもの（保険証・医療証関係）

対 象	内 容	問合せ先【200-3939】
国民健康保険被保険者証 （兼高齢受給者証も含む）	旧住所表記のままで引き続き使用できます。	管轄の区役所保険年金課 国民健康保険担当
後期高齢者医療被保険者証	新住所が記載されたものを希望される場合は、管轄の区役所の担当部署にお問合せください。	管轄の区役所保険年金課 後期・介護・医療費助成担当
介護保険被保険者証		
身体障害者手帳 療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 （精神通院医療）	旧住所表記のままで引き続き使用できます。 新住所が記載されたものを希望される場合は、管轄の区役所の担当部署にお問合せください。	管轄の区役所高齢・障害課 障害者支援係 管轄の区役所高齢・障害課 精神保健係
(乳)医療証（小児） (親)福祉医療証 （ひとり親家庭等） (障)医療証（重度障害者）	引き続き使用できます。 市から新住所が表示された医療証を該当者に順次郵送します。古い医療証は、次回来庁の際に、管轄の区役所保険年金課に御返却ください。	管轄の区役所保険年金課 後期・介護・医療費助成担当
(ぜ)医療費受給証 （小児ぜん息患者） (成ぜ)医療証 （成人ぜん息患者）	引き続き使用できます。 市から新住所が表示された医療証を該当者に順次郵送します。古い医療証は、次回来庁の際に、管轄の区役所地域ケア推進課に御返却ください。	管轄の区役所 地域ケア推進課

対 象	内 容	問合せ・手続先
年金 ・国民年金・厚生年金受給権者（当該年金を受給している方） ・国民年金第1号被保険者（自営業、学生等） ・国民年金第3号被保険者（会社員、公務員に扶養されている配偶者） ・厚生年金被保険者	<p>手続は原則不要ですが、<u>マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方、住民票の住所以外の居所を登録している方は、住所変更手続をする必要があります</u>ので、詳細は年金事務所にお問合せください。</p> <p>また、住居表示後に日本年金機構から送付された通知等の住所が変更にならない場合は手続が必要になることがありますので、年金事務所にお問合せください。</p> <p>※厚生年金に加入されている方・その扶養に入られている配偶者の方は、お勤めの会社へ届け出てください。</p> <p>※企業年金を受給している方は別途手続が必要となりますので、加入されている年金の管轄の事務所等に個別にお問合せください。</p>	日本年金機構 高津年金事務所 【電話】 044-888-0111 【所在地】 高津区久本 1-3-2 【受付時間】 平日 午前8時30分～ 午後5時15分
水道 東京ガス NTT 固定電話 東京電力 NHK	手続は不要です。 ただし、左記の事業者以外から電気やガスを購入している場合は、手続が必要となる場合がありますので、契約先に御確認ください。	
学校	<p>(1) 川崎市立の小中高等学校に就学している場合は手続不要です。ただし、学校から新住所の記載を求められた場合は御対応ください。</p> <p>(2) 上記以外の学校に就学している場合は学校にお問合せください。証明書の提示を求められた場合には、管轄の区役所にて無料で住居表示を実施したことの証明書を発行していますのでご利用ください。</p>	
車庫証明	車庫証明の変更は、本人の引越しや名義変更の際に必要なもののため、住居表示に関する手続は不要です。	
郵便	配達に関する手続は不要です。ただし、 <u>ゆうちょ銀行、かんぽ保険等については手続が必要</u> です。	
ふるさと納税ワンストップ特例制度	既に申請済みの場合、自治体によって手続が必要になることがありますので、納付先の自治体に御確認ください（納付先が川崎市の場合は手続不要です）。今後、申請される場合は新しい住所で申請してください。	